

名誉会員の推薦

定款第 5 条第 5 号および「名誉会員の推薦に関する内規」に基づき、
名誉会員を推挙するものである。

名誉会員の推薦

理事会の推挙に基づき、下記の方々を名誉会員として推薦したい。

記

敬称略

氏名	推薦理由	摘要
中川 浩二	令和6年度功績賞	個人会員
西村 和夫	令和6年度功績賞	個人会員
大島 洋志	令和7年度功績賞	個人会員
朝倉 俊弘	令和8年度功績賞	個人会員
山田 隆昭	令和8年度功績賞	個人会員

参 考

1) 定 款 (平成 25 年 4 月 1 日制定、令和 2 年 6 月 8 日一部変更)

定 款 (抜粋)

(法人の構成員)

第 5 条 本会には、次の会員を置く。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (3) 推薦会員 団体会員から推薦を受けた個人
- (4) 特別会員 理事会において推薦を受けた個人
- (5) 名誉会員 本会に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人
- (6) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した大学、高等専門学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者
- (7) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体

2) 名誉会員の推薦に関する内規 (平成 26 年 4 月 23 日 平成 26 年度第 1 回理事会決定、令和 3 年 5 月 20 日 令和 3 年度第 1 回理事会一部改定、令和 7 年 11 月 13 日 令和 7 年度第 4 回理事会一部改定)

一般社団法人日本トンネル技術協会（以下「本会」という。）定款第 5 条 (5)に規定する「名誉会員」の要件、及び推薦手続きについて定める。

(推薦要件)

第 1 条 名誉会員の候補者は、本協会の発展に特別の功労があり、かつ原則として、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会会長の経歴のある者
- (2) 本会の目的に対して著しい功労のある有識者
- (3) 本会の個人会員で、本会の功績賞を受賞した者

(推挙の方法及び手続き)

第 2 条 名誉会員は、総務委員会において候補者を選考し、理事会で候補者を決定し、定時総会に推挙する。

(附 則)

1. この定めは、平成 26 年 5 月 1 日から実施する。
2. この定めは、令和 3 年 5 月 20 日から実施する。
3. この定めは、令和 7 年 11 月 13 日から実施する。